

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2018-166795(P2018-166795A)

【公開日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2017-66439(P2017-66439)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 2 6 A
A 6 3 F	7/02	3 2 6 C
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月2日(2020.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠と前記本体枠に対して開閉可能な扉枠と該扉枠に設けられる演出操作部とを備えた遊技機において、

前記演出操作部として、第1演出操作部と、第2演出操作部とを備え、

前記第2演出操作部は、

遊技者による操作によって回動させることが可能であり、初期状態においてその一部が前記第1演出操作部よりも遊技者側に位置しており、

前記第2演出操作部を振動させることができあって、該第2演出操作部への遊技者による操作に応じて移動する振動源を備え、

前記初期状態から、前記振動源を伴って回動した後、該振動源を伴って回動して前記初期状態に復帰し、

前記第1演出操作部は、前記回動とは異なり遊技者による操作によって押し圧操作可能な押圧操作部である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機等に代表される遊技機において、遊技者が操作可能な演出操作部を振動させる振動モータを搭載したものが知られている(例えば特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2010-279530号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記特許文献1に記載される演出操作部においては、演出操作部と振動源が別々に設けられており、振動源から伝達される振動を、遊技者に対していかに効率よく伝えるかという点について改善の余地があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、遊技者に対して振動源が発生させる振動を効率よく伝達することが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

[手段1]に係る遊技機は、

本体枠と前記本体枠に対して開閉可能な扉枠と該扉枠に設けられる演出操作部とを備えた遊技機において、

前記演出操作部として、第1演出操作部と、第2演出操作部とを備え、

前記第2演出操作部は、

遊技者による操作によって回動させることができあり、初期状態においてその一部が前記第1演出操作部よりも遊技者側に位置しており、

前記第2演出操作部を振動させることができあって、該第2演出操作部への遊技者による操作に応じて移動する振動源を備え、

前記初期状態から、前記振動源を伴って回動した後、該振動源を伴って回動して前記初期状態に復帰し、

前記第1演出操作部は、前記回動とは異なり遊技者による操作によって押し圧操作可能な押圧操作部である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、遊技者に対して振動源が発生させる振動を効率よく伝達することが可能な遊技機を提供することが可能となる。